

# 笛吹市分別収集計画

令和元年 5 月 17 日

## 1 計画策定の意義

本市では、「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」という将来像を定め、100年先も豊で元気な笛吹市を市民の皆様とともに築き上げ、本市に住む誰もが、心豊かに優しい気持ちで、安心して暮らすことができるまちづくりを進めている。安心して暮らすことができるまちづくりを実現するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を構築する必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、本市では、山梨県ごみ処理広域化計画に基づき、甲府市、山梨市、甲州市と甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合を構成し、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合で運営する甲府・峡東クリーンセンターと、民間処理施設を併せて利用しながら、ごみの適正処理を行っている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

### 3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	316 t	314 t	312 t	310 t	308 t

### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者などがそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

#### ・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

#### ・過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等との地域協定や、優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケットなどの小売店での包装の簡素化を推進する。

- ・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

- ・リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、笛吹市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	缶類
主としてアルミ製の容器	
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 其他のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装



9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、第二次笛吹市総合計画の目標人口を勘案し、次のとおり設定した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
69,144人 (対前年度比)	68,852人 (対前年度比)	68,563人 (対前年度比)	68,274人 (対前年度比)	67,986人 (対前年度比)
-0.4211%	-0.4211%	-0.4211%	-0.4211%	-0.4211%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
金属	スチール製容器	缶類	市による 定期収集	民間業者 甲府・峡東クリーンセンター
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック		
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設は、甲府・峡東クリーンセンターと、民間処理施設を併せて利用していく。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	プラスチック コンテナ	多室型分別収集車	民間業者 甲府・峡東 クリーン センター
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	プラスチック コンテナ	同上	
茶色のガラス製容器				
その他の ガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	網かご	2t ダンプ車	民間業者 甲府・峡東 クリーン センター
段ボール	段ボール	縛る	4t ダンプ車	
ペットボトル	ペットボトル	袋	ペットボトルベラー車	
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック製 容器包装	袋	4t パッカー車	

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ・市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、市民と事業者との対話や普及啓発活動を促進するため、市民や事業者、有識者からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。また、自主的な地域3R活動を推進していくため、環境指導員制度を導入し、各行政区に環境指導員を配置する。
- ・自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付、優良団体の表彰、集積場所の修繕費の補助などの支援を行う。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。
- ・容器包装リサイクル制度による温室効果ガスの削減等の環境負荷低減効果を算定し、その結果を公表する。
- ・分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。